焼成リン鉱石	PHOSPHATE ROCK (calcined)	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
不焼成リン鉱石	PHOSPHATE ROCK (uncalcined)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
銑鉄	PIG IRON	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　容器を用いて船積みする場合は、内底板を損傷しないように行うこと。 三　貨物の残渣を洗い流す前に、ビルジウェルを清掃すること。
ポタッシュ	POTASH	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 七　陸揚げ後は、同じ品名の貨物を積載する場合を除き、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。
塩化カリウム	POTASSIUM CHLORIDE	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。
		五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　航海中は積載場所を通風しないこと。 七　船積み後、積載場所のハッチを密閉すること。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 九　陸揚げ後は、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。
硫酸カリウム	POTASSIUM SULPHATE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
軽石	PUMICE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
黄鉄鉱（銅及び鉄を含有するもの）	PYRITE (containing copper and iron)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
パイロフィライト［葉ろう石］	PYROPHYLLITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石英	QUARTZ	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
珪石	QUARTZITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器の故障を防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ケルン石（無水物）	RASORITE (ANHYDROUS)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。